

広島県告示第五百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
広島県厚生農業協同組合 連合会尾道総合病院	尾道市古浜町七番一九号	平成二十三年四月三〇日
広島県厚生農業協同組合 連合会尾道総合病院（歯 科）	尾道市古浜町七番一九号	平成二十三年四月三〇日